



2023年2月7日制定

利用規約

AMANDA FITNESS GYM(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社高山が行います。

第2条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社高山が行います
本クラブに入会できる方は、各要件を満たし本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。

また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は入会資格がありません。また入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

・タトゥーのある者で、イベントや撮影等、本クラブが許可した場合を除き、本クラブ内でのタトゥーの露出を禁止するものとします

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は本クラブの定める入会金を所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。

なお、当該入会金は入会契約締結及び履行のための必要費用であり一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条

1. 会員は各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。

本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。

休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条【退会】

1. 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

2. キャンペーン期間内での入会の際、原則6ヶ月以降での退会となります。

違約金として¥25000(税込)をお支払い頂きます。

第10条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条【施設の利用制限】

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

2. 本クラブは会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について本クラブの責めに帰すべき事由がない限り責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

3. 会員は、本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第12条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第13条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

(1)クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、各クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。

(2)クラブの利用時は、常に本クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。

1. 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品 ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベットがついている衣服、履物または服飾品等
2. 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品 サンダル 草履、長靴等
3. 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
4. 下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
5. ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
6. その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

(3)クラブ内において、以下の行為は禁止されます。

1. 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動

2. 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
3. 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
4. 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
5. 本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること。
6. タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること。
7. 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
8. 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
9. 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
10. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
11. 酒気を帯びての入館
12. 動物を館内に持ち込むこと。
13. 他の会員の諸施設利用を妨げる行為
14. クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。
15. 上半身裸でのトレーニング

第 14 条

本規約は 2023 年 4 月 1 日より施行します